



消費税率引き上げ実施へ

消費税率については2012年8月に可決された法により、経済情勢を見極めたうえで2014年4月に3%、2015年10月に2%引き上げるとされた。

安倍首相は、法定された日程での引き上げに異論を唱える側近の意見もあり、経済状況の見定めを理由に3%引き上げ時期について判断を先延ばししていたが、10月1日に法が予定した通り実施すると発表した。これが実施されると平年度で約8兆円の税収が見込まれるとされている。

◆ 経済対策

引き上げ発表と同時に「経済の落ち込み防止のための5兆円の経済対策支出計画」も発表された。これが実施されれば、初年度は消費税3%中の2%相当分が企業支援を中心とする経済対策に支出されることになる。また、別掲の復興特別法人税の前倒し廃止9,000億円を加えるとさらに企業支援は拡大する。社会保障の持続性・発展を目的とすべき消費増税を、企業支援と公共事業に充てることは認めがたい。

◆ 制度的諸課題・逆進性の緩和

自治退は消費増税について、社会保障の全体像とそれに必要な原資、消費税・所得税・法人税・社会保険料を含む適正負担の全体像

を示すことを求めてきた。また、逆進性の緩和、下請けに対する値引き強要の防止、損税・益税の解消、輸出免税の見直しなど、消費税の制度的課題を解決するよう主張してきた。

このうち逆進性緩和については、「暫定措置としての簡素な給付（低所得者に一定の額を給付する）」、「軽減税率」、「給付つき税額控除」などが検討されてきたが、政府関係者は与党の一部が主張している軽減税率を第二段階の税率2%引き上げ時に検討すると発言した。この取扱いは、今後の消費税制に大きな影響を持つので、論議を深める必要がある。

税負担の逆進性についていえば、消費税が社会保障給付に充てられる限り低所得者に厚く給付されることで相当程度相殺される。そのうえで軽減税率は①税収が減るため、それを埋める税率積み増しを必要とする ②軽減対象の選定で利権争いや解釈の混乱を招くなどの課題が指摘されている。これを考慮すれば、自治退が主張している給付つき税額控除が格段に優れているのではないか。ちなみに、新聞業界は「知識に課税せず」という理念を掲げてこぞって軽減税率キャンペーンを展開している。しかし、原発や安全保障で業界や政府のお先棒を担いで情報操作と情報隠しに立ち回っている新聞に知識提供者を名のる資格があるのか。理念を掲げるなら、それにふさわしい振る舞いをすべきである。単に新聞業界利益をめざすお手盛り主張はご免こうむる。

復興特別法人税の繰り上げ廃止は許せない

東日本大震災からの復興のための施策実施に必要な財源を確保するために、2011年12月に特別措置法が公布された。総額25兆円を確保しようとする計画になっている。これにより、市民は2013年～38年の25年間「基準所得税額×2.1%：総計約8.1兆円」の復興特別所得税を納税することとなった。年金に関する確定申告は2014年申告からとなるが、年金からの源泉徴収は2013年2月支給分から実施されている。

復興特別税は所得税のほか、「個人住民税均等割を2014年6月から2024年5月までの10年間1,000円加算」と、「復興特別法人税として2012年度から14年度までの3年間10%加算（所定の税額控除あり）」が定められた。

特措法の審議当時には復興財源に協力することは当然とする社会的合意があったが、予算執行段階で復興とは無縁な支出が判明して信頼が傷つけられ、厳密な監視の必要性が生じている。

加えて、政権交代後の安倍内閣は10月1日に消費税率引き上げの最終判断を公表する際に「消費増税による経済の落ち込みを避けるため」との口実で「5兆円の経済対策」をとることと、復興特別法人税を一年繰り上げ終了し、13年度で打ち切る方針を打ち出した。仮に実施すれば9,000億円の減税となり、さらにその先には法人税の実効税率を引き下げるべく準備をすすめている。

私たちは、復興目的に使われる条件で一定の所得税負担を引き受けることに同意してきた。しかし、市民の負担を継続する一方企業

の負担は免ずるという。

また、消費税率引き上げについては増税分を社会保障に充当することを求めてきたし、政府もそのように説明してきた。たしかに消費増税分は社会保障に充てられるが、これまで社会保障に充てられていた税や国債を社会保障の枠外に押し出す。これを企業減税に充てるのであれば、消費増税分を企業に配ることと同義になる。国家があからさまに家計から奪い、企業に貢ぐ振る舞いは決して許すことはできない。

目先の利益を追い求めず、復興のための社会的責任を果たすという見識を示す経営者は……いるわけないか。

都市交退との統合協議大詰め

2013年6月の自治労と都市交の組織統合を契機に、自治退と日本都市交通退職者協議会（都市交退）との間で組織統合について検討してきた。

両組織の実情を交流し実務的な協議を積み重ねた結果、大筋で統合の方向が見えてきたので、自治退は10月末に関係する県本部の代表者に協議の到達点を報告して、各地域での組織協議を開始するよう要請する予定としている。

円満な統合を実現して、両組織のこれまでの運動が継承され更に発展することが期待される。

追加費用削減始まる

被用者年金一元化法が2012年8月に可決され、1年以内に追加費用削減が実施されることとされていたが、13年8月1日に改正政令が公布され、これに基づき10月支給分の年金から減額することが該当者に通知された。自治退としては2007年にこの問題が起こって以来見解と事態の動きの周知を図ってきたが、会員に浸透しきれていなかったため通知を受け取った会員から自治退本部に前例のない件数の照会、運動提起の電話が寄せられている。また、13年10月から始まる「物価スライド特例措置解消による年金減額」と14年4月の「消費税率引き上げ」が続くことも会員の怒りを増幅している。

◆ 経過と内容

追加費用削減が最初に持ち出されたのは2007年の被用者年金一元化法案検討時で、自民党の加藤紘一議員らが制度理解を意図的にねじ曲げて「一元化にあたって公務員年金の優遇部分である追加費用を廃止」すべしという主張を展開し、理屈にあわない削減が法案に盛り込まれた。この07年法案は一度も審議されることなく廃案となったが、13年法は結果的にそれを踏襲し、残念ながらほとんど審議されることなく可決された。

追加費用は形式的には公務員の年金給付に公費が注入されているが、これは共済年金発足前に関する雇用主責任による恩給等の支払い代行に過ぎず、年金原資に公費を投入することによる官民格差ではない。その削減は年金保険の問題ではなく恩給等の削減であり、雇用主責任の放棄である。

自治退は労働者連帯の立場から被用者年金一元化は受け容れるが、法案に含まれた追加費用削減については制度論として間違った減額であるとして一貫して反対してきた。

◆ 削減の中身と政府の説明

追加費用削減に関する会員の照会があるので、改めて概要を以下に再掲する。

<追加費用対象期間>：共済組合制度発足以前の恩給期間等で法令の規定により組合員期間に算入された期間（事務局からのお詫び：これまでの自治退・地公退ニュース等の追加費用対象期間の説明で「恩給期間等」とすべきところを「恩給期間」と記し、「施行法第7条第一項各号の期間、施行法第83条第一項の期間、であって法令

の規定により組合員期間に算入されるものとされた期間（沖縄については別の条項）」を正確に表現していませんでした。このため会員に年金削減額想定にあたって「組合員期間に算入された期間」のうち「狭義の恩給期間」でない期間が削減対象外となるとの誤解を与えたことをお詫びします）。

<削減幅27%の政府説明>：政府は以下のように説明している。自治退としてはこじつけに過ぎないと考えている。

地方公務員共済制度発足時（昭和37年12月）の長期掛金は本人4.4%事業主4.4%だった。しかし、恩給期間中は恩給納金として本人2%を負担しただけだった。

発足時の共済掛金に比して恩給期間に負担が少なかった分は27%
《 8.8 （本人負担 4.4 +事業主負担 4.4 ） -6.4 （恩給納金 2 +事業主負担 4.4 ） $\div 8.8=0.27$ 》

<各人の削減額の計算>：年金給付額×（恩給期間等／組合員期間）×27%

<配慮措置>：受給者の生活安定と憲法上の財産権保護の観点から二つの配慮措置をとるとされた。これをとらない場合削減幅が大きくなり、財産権侵害の訴訟に耐えられないとの政府判断があったと思われる。

① 給付減額率の上限＝給付額に対する削減率に10%の上限を設ける。（給付額に対する減額率 $\leq 10\%$ ）

② 年金額対象の下限＝年金給付年額が230万円以下の者は対象としない。（減額後の給付額 ≥ 230 万円）

<財産権に関する政府説明>

既裁定者の年金受給権は憲法で保障された財産権とされている。追加費用の一部削減はこれを侵すのではないかという主張に対して、政府は判例（昭和53年7月12日最高裁判決）が引き下げ容認の検討基準とした①財産権の性質 ②内容を変更する程度 ③内容を変更することによって保護される公益の性質 に照らして検討した結果、今回の削減措置は財産権に対する合理的な制約として憲法に抵触せずと説明した。

自治退としては追加費用削減が間違った措置であることを今後も主張し続けるが、法可決という事実の一つの到達点として受け止めるを得ない。

高齢者集会開催

◆ 9・14地公三単産・地公退高齢者集会

9月14日に日本教育会館で開催された「地公三単産・地公退高齢者集会」は700人を超える高齢者・労組員が参加した。主催者として全水道・永井雅師委員長、地公退・西澤清会長が挨拶したあと、退職者連合・阿部保吉会長、民主党副代表・神本美恵子参議院議員、社民党前党首・福島みずほ参議院議員から激励の挨拶を受けた。自治労・林崎勝之交通政策局長（都市交退対応の現役組織）による基調報告、地公退・川端事務局長の地公退報告が確認された後、沖縄国際大学大学院・前泊博盛教授による記念講演「安倍政権と憲法・安保・地位協定——沖縄から見た日本の民主主義——」を受けた。

前泊氏は、沖縄返還時の密約から説き起こし、研究活動・琉球新報時代の取材体験を交えながら国家が秘密にすることと市民の知る権利の関係について明らかにした。また、「沖縄戦終結の日」、「日本敗戦の日」、安倍政権が仕立てた「主権回復の日」（沖縄で

は「屈辱の日」として抗議行動）、「本能寺の変」などに関する誤解や情報操作を素材に、日米地位協定・オスプレイ配備をはじめ真実を知ることの重要性と運動の重要性を提起して、多くの参加者の共感を得た。

◆ 9・15全国高齢者集会

9月15日に日比谷公会堂で開催された「'13全国高齢者集会」は全国から集まった2,000人の高齢者が参加した。主催者として退職者連合・阿部保吉会長、連合・古賀伸明会長が挨拶した後、民主党幹事長代行中川正春衆議院議員、社民党前党首福島みずほ参議院議員から激励の挨拶を受けた。

羽山治美事務局長の基調報告を確認した後、地域組織報告が行われた。福島県大倉冬樹氏は被災地復興の取り組み、石川県船塚氏・茨城県仲田勝一氏はそれぞれ社会貢献活動の実情を報告した。予定したデモ行進は折から接近した台風18号による悪天候のため中止した。